

# 第 22 期 第 7 回 日高海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年6月20日(月) 15時00分～16時00分
- 2 開催場所 日高振興局 4階 講堂
- 3 出席委員 大澤晃弘 神田勉 逢山義 幸  
佐藤本好則 中村松伸 敬美 梶川川 徹  
坂本孝俊 小松野谷 美貴 浦川村 聡  
山 中 俊 住野谷 張 貴 中 村 義 弘
- 4 欠席委員 安田司 駿河秀雄 深根英範
- 5 事務局 (日高振興局) 振興局長 生田 泰  
水産課長 岸松枝 鉄也  
漁業管理係長 山田 直  
技主事 渡部 孝  
主事 局長 相川 英  
主事 局長 谷 美  
主事 局長 夢
- (日高海区漁業調整委員会)
- 6 議事事項  
議案第1号 まつかわ資源の保護を図るための採捕制限に関する委員会指示について  
議案第2号 定置漁業の免許申請について(答申)  
議案第3号 特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案について(答申)  
議案第4号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について(答申)
- 7 協議事項  
(1) 一般財団法人胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会審査会委員候補者の推薦について
- 8 報告事項  
(1) 第22期第5回北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について  
(2) 令和4管理年度におけるくろまぐろの漁獲可能量について  
(3) 秋さけ資源の特別採捕許可に係る調査結果報告について
- 9 その他
- 10 会議のてん末

相川事務局長

ただいまから第22期第7回日高海区漁業調整委員会を開催します。

はじめに、大澤会長から挨拶を申し上げます。

大澤会長

今期、第7回目の当委員会開催のご案内を申しあげましたところ、皆様方には、春漁のさなか、また、夏場に向けた漁の準備などお忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

本日の会議には、4月北海道の人事異動によりまして、水産林務部技監から着任されました生田振興局長にご出席いただき

ております。大変お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、振興局水産課長には、岸課長、漁業管理係長には松枝係長が着任されています。お二方には、引き続き、当委員会へのご指導頂きますようよろしくお願い致します。

さて、今年に入り、ウクライナ侵攻をめぐる世界情勢や、円高、原油をはじめとする原材料費や流通費の高騰に起因する物価の上昇など、これまでにない急激な経済環境の変化や社会的不安がもたらされています。

私たち漁業生産者にとっても、大変厳しい環境であると痛切に感じているところですが、水産資源の回復や来遊状況の好転などを通じ、浜の活気が戻ることを願うところでございます。

本日の委員会議題は、まつかわ資源保護を図るための採捕制限に関する委員会指示についてのほか、知事諮問案件3件、協議事項1件及び報告事項3件となっております。

皆さまには、慎重にご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶といたします。

本日はよろしくお願い致します

相川事務局長

ただいま、会長の挨拶にもございましたとおり、4月の人事異動で日高振興局長に着任されました生田振興局長からご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願い致します。

生田振興局長

この春、日高振興局長として着任しました生田でございます。

第22期7回日高海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

管内の水産業は、春定置漁業が最盛期を迎え、サクラマスやトキシラズをはじめ、カレイ類やスケトウダラの漁獲量は昨年を上回っており、コンブの着生も良い状況だと聞いております。

一方で、昨年9月に発生した赤潮により、ツブやウニ、タコなど主要魚種が深刻な影響を受け、大幅な漁獲減少となっております。

道では、道総研水産試験場などと連携して、赤潮の影響を調査するとともに、影響を受けたツブやウニなどの水産物の資源回復には、複数年かかることから、国に対して継続的な財政支援を要望するなど、漁業生産の回復と漁業経営の安定に向けて努めて参る考えでございます。

本日の海区委員会では、まつかわ資源の保護を図るための採捕制限に関する委員会指示や、定置漁業の免許申請などについて、ご審議されると聞いておりますが、来年度には、改正漁業法に基づいて行われる初めての漁業権切替が予定されており、委員の皆様方のご意見をいただきながら、取り組んで参りますので、改めましてご協力をお願いいたします。

最後になりますが、皆様方の今後益々のご健勝とご活躍を心からご祈念申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

相川事務局長

ありがとうございました。  
続きましてご紹介いたします。  
岸水産課長です。

岸水産課長 岸です。よろしくお願ひいたします。

相川事務局長 続きまして、松枝漁業管理係長です。

松枝漁業管理係長 松枝です。よろしくお願ひいたします。

相川事務局長 ここで、生田局長におかれましては、所要のため退席されます。生田局長ありがとうございました。  
それでは、大澤会長の議長により議事の進行をお願いします。

大澤会長 始めに、人員の報告をいたします。  
本日の委員会には、委員15名中、12名の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。  
次に、議事録署名委員2名の選出でございますが、委員会規定により、私から指名させていただきます。  
本日の署名委員は、神田委員と山中委員にお願いいたします。  
これより、議事に入ります。  
議案第1号まつかわ資源の保護を図るための採捕制限に関する委員会指示について事務局より説明願ひます。

大谷主事 海区委員会事務局の大谷と申します。よろしくお願ひいたします。  
座って説明させていただきます。  
まつかわ資源の保護を図るための採捕制限に関する委員会指示について説明いたします。  
資料1-1をご覧ください。  
めぐりまして、令和4年5月23日付けで、えりも以西栽培漁業振興推進協議会から、令和4年8月8日以降も引き続いての委員会指示発動を求める要請があったところです。  
もう1枚めぐっていただきまして、一番下に記載のとおり、要請の内容は、例年と同様、全長35センチメートル未満のマツカワは採捕しない。採捕された場合は速やかに海中還元するという内容です。  
資料1-2をご覧ください。  
これまでのマツカワ人工種苗放流、漁獲状況、委員会指示発動に当たりその妥当性などを整理した資料となっております。  
えりも以西太平洋海域では、平成3年度からマツカワの人工種苗の試験放流が始まり、平成18年度からは資源回復計画に基づき100万尾の大量種苗放流が行われており、日高海域でも、平成18年度からは毎年ほぼ40万尾台の種苗放流が行われているところです。  
種苗放流の効果ですが、漁獲量の増加として顕著にあらわれており、平成17年度以降のマツカワの放流数と漁獲実績を表にとりまとめましたが、平成19年度から漁獲量が飛躍的に増加しています。  
漁獲量及び金額についてですが、漁獲が安定してきた平成21年度からの平均は漁獲量が約66トン、金額が約7千万円となっておりますが、令和元年頃からは漁獲量・金額とも、減少傾向で推移しています。

3, 4 ページに渡島、胆振、日高の海域毎の漁獲状況の表とグラフを掲載しております。

特に、3 ページ目中段にはえりも以西海域における日高のシェアを記載していますが、海域全体漁獲量の5～6割を日高が占めている状況にあることがご覧いただけるかと思えます。

詳細につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

2 ページ目に戻りますが、4 の消費拡大についてですが、えりも以西栽培漁業振興推進協議会ではマツカワ魚価対策プロジェクトチームを設立し消費拡大に向けた活動に継続的に取り組んでいるところです。

5 として(1)から(4)にある理由から今年度も委員会指示を発動したいと考えています。

今回の委員会指示の内容(案)ですが、資料1-3をご覧ください。

委員会指示新旧対照表に示していますが、発動日、指示期間等を除き、昨年同様の委員会指示と同じ内容で、指示期間は令和4年8月8日から令和5年8月7日までの1年間、指示内容は昨年同様、全長35センチメートル未満のまつかわを採捕した場合は、速やかに海中還元しなければならない、とするものです。

資料1-4は、ただいま説明いたしました指示の文案です。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

大澤会長

ただいまご説明がありました。これに対するご意見ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

ご質問等がなければ、議案第1号については、原案どおり指示を発動することとしてよろしいですか。

委員一同

はい。

大澤会長

それではそのように決定します。

続きまして、議案第2号に移ります。定置漁業の免許申請について知事から諮問されておりますので、事務局から説明願います。

相川事務局長

諮問1と書かれて資料をご覧ください。令和4年5月23日付けで、北海道知事より定置漁業の免許申請について、諮問がありました。

内容は、漁業法第69条第1項の規定により定置漁業に係る免許申請があったことから、同法第70条の規定により海区委員会の意見を聴くものです。

諮問文の別添として2ページ目に免許申請の一覧表が添付されております。

今回ご審議いただくのは、令和4年3月17日付け北海道告示第10387号で告示された日高海区の海区漁場計画に係る定置漁業「新さけ定第4号」の免許申請についてです。

告示された1件の漁場に対して、ひだか漁業協同組合から1

件の免許申請がありました。

道の書類審査では、申請の内容に不備がなく、また、申請期間内に到達しており、適切に申請されています。

次に諮問を受けた当委員会での審議に係る関係法令を説明します。3ページ目です。

漁業法第70条の規定により、知事は同法第69条第1項の規定に基づく漁業の免許申請があったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととなっています。

同法第71条第1項第1号から第4号には、知事が免許をしない場合が規定されており、諮問のあった案件についてこれに該当する旨の意見を知事に述べようとするときは、同条第5項の規定により、申請者に対して公開による意見の聴取を行ったうえでこの旨の意見を述べることとなります。

第71条第1項の1号には、申請者が第72条に規定する適格性を有する者でない場合と規定されています。

第72条第1項には、漁業権者が自ら漁業を営む「個別漁業権」の適格性が規定されており、定置漁業権はこれに該当します。

第1号は、漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること、第2号は暴力団員等であること、第3号は法人であって役員又は漁業法施行令で定める使用人のうちに第1号又は第2号のいずれかに該当する者があるものであること、第4号は暴力団員等が事業活動を支配する者であることとなっており、この第1号から第4号のいずれかに該当する場合は適格性を有しない者となります。

第71条免許をしない場合に戻りまして、第71条第1項第2号は、知事が公示した海区漁場計画の内容と異なる申請があった場合、同第3号は同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがある場合、同第4号は免許を受けようとする漁場の水面が他人の占有に係る場合で、占有者の同意がない場合と規定されています。

海区委員会では、申請者が、ただ今ご説明した第72条第1項第1号から4号のいずれかに該当し、「適格性を有しない者」に該当するか否か、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」に該当するか否かをご審議いただくこととなります。

なお、申請者からは、知事に対し第72条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面が提出されていることを申し添えます。

それでは議長の進行によりまして、審議をして頂きたいと思いますが、この審議に対しましては、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について、「該当する」または「該当しない」と発言をして頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

大澤会長

それでは審議に入ります。

審議にあたりましては、第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について、申請者が「該当する」または「該当しない」と発言願います。

新さけ定第4号の申請者については、該当しますか。

住野谷委員

該当しません。

大澤会長 該当しませんとの声がありましたので、それでよろしいですか。

各委員 はい。

大澤会長 他にご意見などありますか。

小松委員 お聞きしたいのですが、暴力団等とはどのように判断するのでしょうか。

相川事務局長 まず、申請者本人から、暴力団等ではない旨の記載がある誓約書が知事あてに提出されております。  
疑義がもたれる場合は、一般的には、前段階として、警察等の官公署あて照会し確認を行うこととなり、最終的には公開による意見聴取の場を設け、本人に確認のうえ判断されることとなります。

小松委員 わかりました。

大澤会長 それでは、申請者に対して漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当するとの発言がなかったことから、申請者については第72条第1項の適格性があり、また、第71条第1項の免許しない場合には該当しないものとして、その旨知事に答申することとしてよろしいですか。

委員一同 はい。

大澤会長 それでは、そのように決定し、知事に答申いたします。  
続きまして議案第3号特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案について知事から諮問されておりますので、事務局から説明願います。

相川事務局長 諮問2という資料です。  
特定水産資源まさば、ごまさば、ずわいがにに関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案について、北海道知事より諮問がありましたので、資料に基づき説明します。  
始めに、諮問文をご覧ください。  
諮問の内容は、令和4管理年度のまさば、ごまさば太平洋系群のTACに関し、知事管理漁獲可能量の配分を定めるため、漁業法第16条第2項の規定に基づき当委員会の意見を聴くものです。  
まず、令和4管理年度のTAC及びその配分について、ご説明いたします。  
諮問文の別紙に、知事が定め公表しようとする知事管理漁獲可能量案をお示ししております。  
詳細につきましては、魚種ごと順次説明して参ります。  
3ページ目、資料3-1令和4年のTACについてをご覧ください。

これは5月24日に開催された、水産政策審議会資源管理分科会を経て国から示された、令和4管理年度における漁獲可能量(TAC)の当初配分に基づき北海道に定められた数量の概要などを示したものです。

まず、まさば及びごまさば太平洋系群ですが、最大持続生産量いわゆるMSYを達成する産卵親魚量を管理の目標として、資源管理基本方針で定められた漁獲シナリオで算定されるまさばとごまさばのABCの合計値が、その年のTACとして設定されています。

上の表の中央の欄、まさば及びごまさば太平洋系群のMSYを達成す親魚量は、170.3万トンであり、対して2020年の平均親魚量は138.8万トンでMSYを下回る資源状態となっております。

しかしながら、今回設定されたTACが期待できる平均漁獲量MSY47.7万トンを上回る50.9万トンとなっておりますのは、現時点の資源評価結果から計算される将来予測において、2022年のまさばの親魚量が増加する見込みとなっております、MSYを上回るTACが設定されたことによるものです。

令和4管理年度のTAC配分については、日本全体の50.9万トンに対し大臣許可漁業、主に大中型まき網漁業に28.9万トン、北海道へは数量が明示されない現行水準として定められております。

なお、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群については、北海道への配分がないことから説明を割愛いたします。

次に下の表、ずわいがにですが、北海道に関係するのは、下から2番目3番目欄の北海道西部系群とオホーツク南部となっております。

こちらにも、資源管理基本方針に定められた漁獲シナリオに従い、北海道西部系群については平成9年以降の最大漁獲量を考慮し昨年と同じ43トンが設定され、全量の43トンが北海道に定められています。

また、オホーツク海南部については、近年の最大漁獲量を考慮し、こちら昨年と同じ1,000トンがTACとして設定され、北海道には125トンが設定されています。

次に4ページ目、北海道に定められたTACの知事管理区分への配分につきまして、まずまさば及びごまさばに関し、資料3-2をご覧ください。

まさば及びごまさばについては、北海道は数量が明示されない現行水準と定められていることから、北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業も現行水準として数量を明示せず定めることとしています。

なお、数量は明示されていませんが、国からは管理の目安の数量として11,972トンが示されており、ここ数年の漁獲実績を踏まえると目安の数字を超過する可能性もあることから、北海道資源管理方針に従い、現行の漁獲努力量を上回らないよう管理を行うこととしています。

次にずわいがにに関し、資料3-3をご覧ください。

配分の考え方ですが、①ずわいがにについて国から北海道に

数量を定められた系群は、ずわいがに北海道西部系群とずわいがにオホーツク海南部の2系群であり、それぞれ別に管理することとしています。

まず、②ずわいがに北海道西部系群については、北海道資源管理方針において、北海道ずわいがに北海道西部系群漁業と北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業の2つの管理区分に分けて管理することとしており、配分に係る道の通知にしたがい、配分比率は9対1としていることから、北海道ずわいがに北海道西部系群漁業には39トン配分することとしています。

なお、北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業については、漁獲量が8割を構成する漁獲上位の知事管理区分には含まれないことから現行水準として管理することとしています。

③ずわいがにオホーツク海南部については、知事管理区分が一つであり北海道ずわいがにオホーツク海南部漁業に125トン全量を配分することとしています。

諮問内容の説明は以上です。

ご審議についてよろしくお願い申し上げます。

大澤会長

ただいまご説明がありましたが、これに対するご意見ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

ご質問等がなければ、議案第3号については、諮問内容に異議がない旨決定し、知事に答申することとしてよろしいですか。

委員一同

はい。

大澤会長

それではそのように決定し、知事に答申いたします。  
続きまして、議案第4号知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について知事から諮問されています。  
振興局から説明をお願いします。

松枝漁業管理  
係長

日高振興局水産課漁業管理係長の松枝です。  
私から諮問3「知事許可漁業に係わる制限措置の内容及び申請すべき期間」について、ご説明いたします。

資料、道からの諮問文をご覧ください。

漁業法58条において読み替え準用する42条3項に基づき、知事は緊急を要する特別の事情がない場合、制限措置の内容及び申請期間を定める場合、海区委員会の意見を聞くこととされていることから、今回いるか突棒漁業に関して諮問が行われたものです。

なお、道内者は先の第6回委員会で諮問済みです。

次のページの資料1に詳細が説明されています。

操業海域は、北海道沖合海域となっておりますが、除外海域に沿岸5km以内を始め、噴火湾、地球岬10km、調整規則ラ



イン以東、四島海域などが設定されています。

操業期間は9月1日から10月31日までと、翌年5月16日から6月15日となっており、道内者よりも少し短い期間で設定されています。

許可の隻数は1隻です。

20トン未満漁船で、岩手県に住所を有する者とされています。

日高管内在住者は申請できませんが、操業海域には日高沖合海域が含まれることから諮問が行われるものです。

許可の申請期間は、7月1日から8月1日までとされ、1か月を確保します。

備考欄に許可有効期間として、令和4年9月1日から令和5年8月31日までで予定されています。

起業の認可を行う場合の認可有効期間は、令和5年2月末までですが、この間に認可を受けた者が漁船を準備した上で、許可を受ける場合有効期間が当初許可と同様の8月末までとなります。

申請書は道庁漁業管理課が受け付けます。

4に内容の条件として、(1)が陸揚げ港制限で、増毛・古平・千走・熊石の日本海4港、十勝・霧多布・散布の太平洋3港、網走・紋別のオホーツク2港となっています。

(2)は漁獲制限で、乳飲みいるか及び、乳飲みいるかを伴う雌いるかの禁止。

(3)に知事の制限が行われる可能性と指示の遵守義務を定めたものです。

以上が説明となります。

大澤会長

ただいま説明がございましたが、これに対するご意見ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

ご意見等がなければ、議案第4号については、諮問内容に異議がない旨決定し、知事に答申するという事によろしいですか。

委員一同

はい。

大澤会長

それではそのように決定し、知事に答申いたします。

続きまして協議事項にはいります。

協議事項(1)について、事務局から説明願います。

相川事務局長

一般財団法人胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会 審査会委員の推薦について、協議事項と書かれた1枚ものの資料をお配りしておりますので、ご覧願います。

3月11日付けで胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会から、審査会の委員候補者を海区委員会から1名推薦していただいたという依頼がありました。

当協会は苫小牧港を利用する船舶の航行に伴う漁具被害の処理をする団体で、被害を査定する審査会を設けております。

その委員として、これまでも海区委員から1名が出ていますが、今期の就任期間は今年度から令和7年3月までの3カ年となっております。

裏面が、今年3月末までの委員名簿です。

今年3月までの前回の委員は、昨年3月まで前三上会長が、その後、当海区改選後については、昨年6月開催当海区委員会での協議によりまして、大澤会長を委員に推薦し、今年3月まで大澤会長が就任されておりました。

今回新たに任期が3年間ですので、令和7年3月までの就任期間についての委員候補者を1名推薦していただきたいという内容でございます。

以上です。

大澤会長

説明が終わりましたが、任期が3年間の審査委員会での委員です。

この委員を、日高海区の方から3年の任期で新たに上げて行くということです。

どのように取り計らいしたらよろしいでしょうか。

小松委員

そのまま、会長でお願いします。

大澤会長

それでは、私にとということですが、それでよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

大澤会長

また、3年間やらせていただくことで決定いたします。

よろしくお願いします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項(1)第22期第5回北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について事務局から説明願います。

相川事務局長

報告事項(1)についてご説明いたします。

右肩、報告事項1と書かれた資料をご覧ください。

去る3月24日に第22期第5回北海道連合海区漁業調整委員会が開催されました。

会議内容は、この会議次第のとおり、議案として「令和4年度さけ・ます人工ふ化放流計画について(答申)」1件、報告事項として「北海道さけ・ます人工ふ化放流計画中期策定方針(案)について」などご覧のとおり計4件の内容で、議案事項については、案の内容で承認されておりますが、本日は、さけ・ます増殖事業関係についてご報告させていただきます。

まず、さけ・ます人工ふ化放流計画についてですが、1枚めぐりまして道からの諮問文、次の報告事項1-2が「令和4年度さけ・ます人工ふ化放流計画(道案)」でございます。

これは、各地区の増殖事業協会からのヒアリング、道増協との協議を経まして、道案として取りまとめ、本連合海区委員会へ諮問されたもので、内容についてですが、表紙を一枚めぐ

て、縦の表をご覧ください。令和4年度全道におけるさけ・ます放流計画事業実施計画の前年対比という表です。

一番上の「1サケ」についてですが、昨年からの数字の変更として、放流数の全道合計が50万尾の増加となっておりますが、これは釧路地区において50万尾規模の試験放流事業を行うことによる増加とのことです。

また、捕獲数と採卵数の減は、生産率の見直しによる変更というのが主なものとのこととさせていただきます。

「えりも以西海区」については、捕獲数、採卵数、放流数いずれも増減はないとの内容となっております。

各地区の詳細等は、以降のページにございます。一部ます類関係は割愛しておりますが、後ほどお目通し下さい。

なお、当計画は、連合海区委員会の答申を受けた後、この後ご説明する中期策定方針とともに本年3月31日付けで決定施行されていることを申し添えます。

次に、報告資料1-3「北海道さけ・ます人工ふ化放流計画中期策定方針の概要」をご覧ください。1枚ものの資料です。

この中期策定方針は、道として、さけ・ます増殖事業の推進について定めるの基本方針で、全道のさけ・ます資源の維持・増大と円滑かつ適切な利用を進めるにあたり、人工ふ化放流事業の取組方向を明らかにするとともに、ふ化放流計画はこの方針に基づいて策定しております。

本策定方針は、5年毎に見直し改定しており、今回については、令和4年度から令和8年度までの5年間をその期間とするものです。

方針改正の主な考え方ですが、シロサケは、油脂添加餌料の給餌や、地域に適した放流サイズ・放流適期の見直しなど、調査研究の実証結果を踏まえ、稚魚の生き残りを向上させるための取り組みを実施するとの考えで、主な改正内容としてシロサケの来遊資源目標は、近年の実績が2,000万尾を下回っていることを踏まえ2,800万尾とし、資源造成割合はより効率的な設定について検証を進めていくとしています。

稚魚の飼育については⑥(1)油脂添加餌料の給餌や、試験研究結果に基づく地域ごとの放流サイズの見直しなどに取り組み、施設能力に応じた飼育数を遵守し、健康な稚魚の育成に努めていくものとしており、放流については(2)稚魚が沿岸に出現する沿岸水温5℃を目安とし、13℃前後で稚魚が離岸することを踏まえ、地域ごとの沿岸環境に適した放流を実施していくとしています。

詳細につきましては、報告資料1-4として方針の本文を添付しておりますので、後ほどお目通し下さい。

また、報告資料1-5、1-6には、令和3年度の秋さけ沿岸漁獲実績、河川の捕獲採卵実績の資料がございますので、あわせてお目通しいただきたいと思っております。

報告事項の(1)の説明は以上です。

大澤会長

ただいまの報告に関して、ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

続きまして、報告事項（２）令和4管理年度におけるくろまぐろの漁獲可能量について、振興局から説明願います。

松枝漁業管理  
係長

私から、報告事項（２）令和4管理年度くろまぐろ漁獲可能量についての内容をご説明いたします。

くろまぐろTAC管理に関しましては、前回3月の当委員会への特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等に関する諮問において、国から都道府県へのTAC配分が、直近3年間の漁獲実績シェアに基づくことが基本となっていることから、できるだけ満度にTAC数量を消化し、漁獲実績を積み上げていく必要があり、TACの有効利用を目指した管理に転換し、細分化していた知事管理区分を、令和4管理年度から総量で管理する考えをご説明したところです。

この考えに基づき、漁獲可能量管理に関し必要な手続きが進められております。

また、前回委員会で案となっていた、くろまぐろに関する資源管理協定は、本年4月1日から令和7年3月31日までを有効期間として、3月30日付けで締結されました。

それでは、報告資料（２）をご覧ください。

令和4管理年度第1回くろまぐろ協定に係る管理委員会についてですが、全道の管理組織となる「くろまぐろ協定に係る管理委員会」を設置するため、4月26日に札幌市第2水産ビルで開催、佐藤勝委員が現地出席され、私松枝がweb出席いたしました。

資源管理協定に基づく管理協定管理委員会の設置、管理委員会設置要領に基づく委員の選出が行われました。

続いて、設置要領に基づき委員の互選により、委員長に胆振地区委員の岩田廣美委員、副委員長に渡島地区委員の佐藤正美委員と坂田憲治委員が選出されました。

設置要領に基づき、オホーツク根室、日高振興局管内が属する太平洋、日本海、渡島の各海域部会が設置されました。

各海域部会役員は、各部会の第1回で委員から互選とする決定が行われ、管理協定参加・脱退等を定めた届出要領、可能量の割当及び融通参考様式を定める決定が提案通り行われました。

その後、予め集約された令和4管理年度以降の割当の考え方に関する各振興局管内の意見に関し、日本海釣り漁業者意見の取り扱いに関して議論が行われ終了しております。

資料の裏面をご覧ください。

太平洋海域の管理組織となるくろまぐろ協定に係る第1回太平洋海域部会が、先週6月15日に札幌市第2水産ビルで開催、佐藤勝委員が出席され、松枝も出席いたしました。

役員として、部会長に胆振地区の岩田廣美委員が選出され、海域の割当量と保留枠に関し、道から説明がありました。

海域内の割当量について、別添資料は次の項、太平洋海域における割当量と保留枠をご覧ください。

令和3管理年度では全道枠として10tを保留していましたが、

今年度からは有効利用の観点から海域部会に枠設定することとされ、日高に対して、大型魚6,500kg、小型魚1,161kgが配分されており、振興局で定置と漁船漁業に区分し、各漁協に配分したところです。

令和4管理年度から新たに示された海域への保留枠は、下段2の太平洋海域部会への保留枠1,500kgが示されております。

続きましては、戻っていただき3の海域保留枠の取り扱いですが、4振興局が属する保留枠については、他海域と同様に全道管理委員会が管理することとなり、海域部会からの要請により開放するとの道説明に基づき、太平洋海域部会としては、何らかの振興局が7割を超えそうになった段階で、早めに連絡を取り合い、部会として全道管理委員会に対して要請していくこととなりました。

各振興局への保留枠配当は、基本的に当初配分割合によることとなっております。

最後に、部会事務局として胆振総合振興局水産課とすることで終了しております。

報告は以上です。

大澤会長

ただいまの報告に関して、ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

続きまして、報告事項(3)秋さけ資源の特別採捕許可に係る調査結果報告について、振興局から説明をお願いします。

松枝漁業管理  
係長

私から報告事項(3)秋さけ資源の特別採捕許可に係る調査結果報告について内容をご説明いたします。

報告事項としましては、令和3年度捕獲廃止河川に係る秋さけ資源等有効利用調査の結果について及び令和3年度秋さけ資源の小型小定置網による利用検討調査の結果についての2点となっております。

それでは、報告資料(3)をご覧ください。

まず、令和3年度捕獲廃止河川に係る秋さけ資源等有効利用調査の結果についてからご報告いたします。

当該調査は、捕獲廃止河川となった元浦川、様似川及びニカンベツ川の3河川において、秋さけ資源の有効利用や親魚の遡上により密漁の誘発やへい死に伴う環境問題の解消を目的に、平成8年度から継続実施している調査です。

令和元年7月30日に開催されました第21期第17回日高海区漁業調整委員会において、令和元年度から令和5年度の5年間の調査実施について、承認をいただいているところです。

令和3年度の当該調査の結果につきましては、さけの数量、金額ともに、過去5カ年平均を下回る結果となっております。

また、8月に来遊した秋さけの資源組成を把握するための来遊状況調査の結果につきましては、3河川で計51尾の耳石を調査し、日高管内河川の標識魚5尾を確認しました。

続きまして、令和3年度秋さけ資源の小型定置網による利用

検討調査の結果について、ご報告いたします。

当該調査は、秋さけ資源が捕獲計画を大きく超過して回帰する静内川において、小定置により秋さけ資源の来遊状況調査を実施し、資源の新たな利用方法を検討することを目的に、平成21年度から継続して実施している調査です。

先ほどご説明いたしました、捕獲廃止河川に係る有効利用調査と同様に令和元年から令和5年度までの5年間の調査実施について承認をいただいているところです。

令和3年度の当該調査の結果につきましては、数量、金額とともに前年度及び過去5カ年平均を下回る結果となりました。

また、来遊状況調査については、計21尾の耳石を調査し、静内川の標識魚7尾を確認しました。

詳細な数量金額につきましては、報告資料(3)-1、(3)-2に記載しておりますので、後ほどお目通しのほどよろしくご報告いたします。

報告は以上です。

大澤会長

ただいまの報告に関してご質問はございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

本日予定しておりました議題は以上ですが、皆様から何かございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

事務局から連絡事項などありませんか。

相川事務局長

はい、次回の委員会の開催予定ですが、現在のところ、8月または9月に開催を予定しています。あらためて日程調整のうえご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

もう一点ございまして、現在、道では次期漁業権切替方針の内容について検討しております。7月7日に定置協会の現地対話集会在三石温泉蔵三で行われますが、それに合わせまして、切替方針の素案について、道から現地の皆様への説明を現地対話集会終了後に、海区委員、漁協、漁業者を対象に行うことで日程調整しております。正式決定されましたら、案内がござい

ますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

大澤会長

それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。  
お疲れ様でした。

《 閉 会 》